第四十一条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（電気通信設備の維持）」を付し、同条第一項中「電気通信設備（」の下に「専らドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供するもの及び」を加え、同条第二項中「規定する電気通信設備」の下に「及び専らドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備」を加え、同条第三項中「基礎的電気通信役務以外の電気通信役務」を「電気通信役務（基礎的電気通信役務及びドメイン名電気通信役務を除く。）」に改める。

第四十一条の次に次の一条を加える。

第四十一条の二　ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者は、そのドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備を当該電気通信設備の管理に関する国際的な標準に適合するように維持しなければならない。

第四十二条第一項及び第二項中「前条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同条第四項中「前条第一項」を「第四十一条第一項」に、「前条第二項」を「第四十一条第二項」に改め、同条第五項中「前条第三項」を「第四十一条第三項」に、「前条第一項」を「第四十一条第一項」に、「前条第四項」を「第四十一条第四項」に改め、同条第六項中「前条第三項」を「第四十一条第三項」に、「前条第四項」を「第四十一条第四項」に改める。

第四十四条第一項中「又は第四項」を「若しくは第四項又は第四十一条の二」に改め、同条第四項中「同条第三項」を「第四十一条第三項」に改める。

第四十九条第四項中「第百七十四条第一項」を「第百七十四条第一項第四号」に改める。

第五十条第一項に次のただし書を加える。

ただし、ドメイン名（第百六十四条第二項第二号に規定するドメイン名をいう。）、アイ・ピー・アドレス（同項第三号に規定するアイ・ピー・アドレスをいう。）その他の総務省令で定める電気通信番号については、この限りでない。

第百四条第五項及び第八項並びに第百十六条第二項中「は、」の下に「それぞれ」を加え、「それぞれ」を削る。

第百十八条第二号中「第百二十五条第一号」を「第百二十五条第二号」に改める。

第百二十五条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　第十二条の二第一項の規定により登録がその効力を失ったとき。

第百六十条第二号中「第三十条第四項」を「第三十条第五項」に改め、「同条第三項」の下に「若しくは第四項」を加え、「第三十条第三項各号」を「第三十条第四項各号」に改め、「勧告」の下に「、第三十九条の三第二項の規定による業務の改善命令」を加える。

第百六十一条第一項中「第三十条第四項」を「第三十条第五項」に改め、「含む。）」の下に「、第三十九条の三第二項」を加える。

第百六十三条第一項中「の登録」の下に「（第十二条の二第一項の登録の更新」を、「変更登録」の下に「を含む。）」を加え、「除く。次項」を「除く。同項」に改める。

第百六十四条第一項第三号中「の電気通信役務」の下に「（ドメイン名電気通信役務を除く。）」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「者について」の下に「、それぞれ」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　ドメイン名電気通信役務　入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してアイ・ピー・アドレスを出力する機能を有する電気通信設備を電気通信事業者の通信の用に供する電気通信役務のうち、確実かつ安定的な提供を確保する必要があるものとして総務省令で定めるものをいう。

二　ドメイン名　インターネットにおいて電気通信事業者が受信の場所にある電気通信設備を識別するために用いる電気通信番号のうち、アイ・ピー・アドレスに代わって用いられるものとして総務省令で定めるものをいう。

三　アイ・ピー・アドレス　インターネットにおいて電気通信事業者が受信の場所にある電気通信設備を識別するために用いる電気通信番号のうち、当該電気通信設備に固有のものとして総務省令で定めるものをいう。

第百六十五条第二項ただし書中「第三十七条」の下に「、第三十八条の二、第三十九条の三」を加える。

第百六十六条第一項中「電気通信事業者等」を「電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者」に、「電気通信事業者の」を「電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者の」に改め、「電気通信設備」の下に「（電気通信事業者の事業場に立ち入る場合に限る。）」を加える。

第百六十八条中「電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理を業として行う者」を「媒介等業務受託者」に改める。

第百六十九条第二号中「第二十一条第一項」を「第十二条の二第四項第二号ロ若しくはニの規定による電気通信設備の指定、第二十一条第一項」に、「第三十条第一項」を「第二十六条第一項各号の規定による電気通信役務の指定、第三十条第一項若しくは第三項第二号」に改め、同条第四号中「第九条ただし書」の下に「、第十二条の二第四項第二号ロ若しくはニ」を加え、「第二十六条」を「第二十四条第一号ハ、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第二十六条の三第一項若しくは第三項ただし書、第二十七条の二第二号」に、「若しくは第五項」を「若しくは第六項」に改め、「第三十四条第一項」の下に「、第三項第一号イ、ロ若しくはホ若しくは第二号」を、「第三十六条第一項若しくは第二項」の下に「、第三十八条の二、第三十九条の三第三項」を加え、「第百八条第一項第一号から第三号まで」を「第百八条第一項各号」に、「まで又は」を「まで、」に改め、「第百十条第一項若しくは第二項」の下に「又は第百六十四条第二項第一号」を加える。

第百七十二条第一項中「電気通信事業者等」を「電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者」に改める。

第百七十四条第一項を次のように改める。

次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一　第十二条の二第一項の規定による登録の更新を受けようとする者

二　電気通信主任技術者試験又は工事担任者試験を受けようとする者

三　第六十八条の三第一項の規定による登録又は第六十八条の六第一項の規定による変更登録を受けようとする者

四　第八十五条の十五第一項の規定により総務大臣が行う講習を受けようとする者

五　第八十八条第一項の規定による登録の更新を受けようとする者

六　第百二条第一項（第百三条において準用する場合を含む。）の規定による技術基準適合認定又は設計認証を求める者

七　電気通信主任技術者資格者証又は工事担任者資格者証の交付又は再交付を受けようとする者

第百七十九条第一項中「第百六十四条第二項」を「第百六十四条第三項」に改める。

第百八十六条第三号中「第三十条第四項」を「第三十条第五項」に改め、「第三十九条において準用する場合を含む。）」の下に「、第三十九条の三第二項」を加える。

第百八十八条第一号中「若しくは第二項」の下に「、第三十八条の二」を加え、同条中第十六号を第十七号とし、第五号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　第二十六条の二第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

第百九十一条第二号中「第三十条第五項」を「第三十条第六項」に、「又は第三十四条第六項又は第三十九条の三第三項」を「、第三十四条第六項又は第三十九条の三第三項」に改める。